

第2章 中心市街地の区域の設定

中心市街地の区域については「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(中心市街地活性化法)」において定められている要件等を踏まえ、次のような方針で区域を設定する。

- 小売り商業の集積、都市計画法における商業区域である
- 古くから街の中心を担ってきて、今後も中心的役割を担うべき地区である
- 空き店舗、遊休地の増加、都市機能の移転などで活力の低下が見られる
- 高齢化への対応を見据えて、公共交通機関（JR糸魚川駅）から歩ける範囲での取り組みが効果的である
- 町丁界、商店街としてのまとまりに配慮する

糸魚川市では、JR糸魚川駅併設での整備新幹線構想があり、今後「駅周辺整備構想」を見直す計画である。

今回、駅南地区については、現況を考慮するとともに、「駅周辺整備構想」の見直しにより駅南地区の将来構想の変更が予想されるため、中心市街地の区域として絞込みが困難と考え、駅南地区を中心市街地の区域から除外した。しかしながら、駅北側の商業地をサポートする区域として、駅南側の住宅地は重要であるため、「駅南北の連絡軸整備」と「駅周辺整備構想」と合わせ今後区域の変更を検討する。

